

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(7) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

104

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2006-12-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006493>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(七)

—「家」の廃止を中心として—

和 田 幹 彦

序章(九十四卷四号)

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法上の「家」制度

(第六節まで 第一款まで 九十五卷二号、四号。第七節「小

括」は百一卷三号)

第二章 民法改正過程

—戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方

針決定の予備的考察—(以上百一卷三号、四号)

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

序

(1) 戸籍法改正過程の全体像

(2) 主要改正点の要約

(3) 研究史上の問題点

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(七)(和田)

第一節 人口動態統計の精密化をめぐる戸籍法改正過程

—改正過程(一)一九四六年三月—一〇月

(1) 内閣官房統計局「人口動態統計(改善)」に関する委員

会

(2) 司法省民事局 「戸籍委員会」

(3) 厚生省 「公衆衛生に関する委員会」

第二節 改正初案 —改正過程(二)一九四六年七月

第三節 改正要綱案とその成立

改正過程(三)一九四六年九月

(以上百三卷四号)

第四節 改正草案条文起草

—改正過程(四)一九四六年九月—四七年七月

第五節 草案をめぐる司法省とGSの会談

—改正過程(五) 一九四七年八月—十一月

第四章 「家」制度廃止を起因とする戸籍法改正
第五章 人口動態統計の精密化・ブライパシー保護を起因とする戸籍法改正

第六節 国会審議と改正戸籍法・戸籍法施行規則の成立

—改正過程(六) 一九四七年十一月—十二月

結章

(以上、本号)

第二章 戸籍法改正過程の諸段階 (承前)

第四節 改正草案条文起草 —改正過程(四) 一九四六年九月—四七年七月⁽⁶¹⁾

第一款 条文起草の基礎方針

主に「家」制度廃止に伴う戸籍法改正過程中、一九四六年九月—四七年十一月に亙る時期には、我妻、来栖⁽⁶²⁾などの起草委員・幹事のみならず、司法省民事局、就中戸籍実務・制度自体を担当する第二課が(事務局・事務方の役割を担いつつ)主導的に条文起草・草案修正を行っている。(起草過程のごく初期、四六年九月のみが例外である。)全体を俯瞰すれば、学者の委員・幹事はどちらかといえば必要に応じ(例えば民事第二課に助言を求められ)、随時改正

過程に参画した様子も窺われる⁽⁶⁵⁾。このことは、第四章で見る個別の改正点で、重要な意味を持つことになる。

四六年七月の前述の草案を除き、条文起草が史料に現れるのは、まずは同年九月一二日から一七日まで、熱海で堀内・長野・村上により、戸籍法改正幹事案（と家事審判法要綱案の双方）が作成された、という時点である（『経過』七四頁我妻発言、同二〇五頁）。前述の通り、戸籍法改正要綱が手続上最終決定したのはあくまで同一〇月二四日であったが、起草委員会（そして、後には民事第二課）は、九月一日の要綱内容がその後揺らぐことはない、との前提で条文起草作業に取りかかったのであろう。それには無論、新憲法施行までに民法・戸籍法改正を終えねばならない、という時間的制約に促されていたであろう。

司法省民事局第二課（起草過程後半は課長）青木義人の名はここではまだ挙がっておらず、彼が条文化作業を引き継ぎ、起草作業を主導する様になるのは、この熱海での作業の後、九月一八日以降であろう（以下、「戸籍法／座談会II」四〇頁。本文、注とも「」内の典拠の略語は、本拙稿・法学志林・九四巻・四号、六〇頁の略語表参照）。

青木 戸籍法の改正要綱をつくる段階のころは、二課は「…」[別件で忙しく] 民法関係の臨時調査会が戸籍法の改正要綱を作成されるのほとんどタッチする余裕がなかった。そしていよいよ要綱ができて、さてとなつたら、これは二課が担当せざるを得ない。「…」戸籍法改正の条文化はおまえがやれと、こうなった。「…」その前もときどき「…」意見は求められてはいましたけど、積極的に要綱づくりにタッチしていませんから、それまでのいきさつはあまりつまびらかにしていません。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（七）（和田）

ここで、青木の事後的な言に依拠しつつ、民事二課に於ける起草作業の基本方針を要約しておこう。

青木は、大まかな基本方針を掲げた戸籍法改正要綱を基に、要綱の個別項目を条文化していった訳である（『戸籍法／座談会Ⅰ』四四頁、以下一四四頁、と略）。当時、色々議論をし、アイデアも出たが、結局以下の方針となった、と説明する（『戸籍法／座談会Ⅱ』三九頁、以下二三九頁、と略）。

(1) 民法同様、戸籍法も最初から「家」廃止の方針（一四四頁）であった。しかし、家の廃止に伴い直接に必要な最小限度の改正はやむをえないが、差し当たりこれにとどめるのを基本の方針とした（一四四、二三九頁）。よって、家と戸籍が一措の如くにして、手当を最小にした（一四四頁）。

(2) 基本的に従前の建前を維持し（二三九頁）、その時の思いつきで変更はしない⁽⁶⁷⁾（一四四頁）。その理由としては、

- ① 従来の戸籍制度は非常に完備しているので、これとの継続性を重視した（一四四頁）。
- ② 一国全体の戸籍制度を担当する司法省民事局第二課には実務を執る側の責任があり（二三九頁）、改正後の第一線実務の混乱・負担回避が「一番念頭」（二三九頁）にあり、そのためには従来の取り扱いを余りに大きくは転回しない（一四四、二三九頁）。

③実務の相手側たる国民にも、その全員に直結する制度ゆえ、一般国民意識と遊離した机上議論による過度の改正は、従来の考えになじむ人達との窓口の接触上、問題が生じる（II三九頁）⁶⁸。

以上が青木の語る条文起草基本方針の要約である。青木はこうした方針に従い、条文化は手数をかけず秋にやり上げた、と言っている（I四四頁、傍線和出、以下同様）。

第二款 改正草案史料について

戦後の戸籍法改正諸草案はその多くが公刊・発表されておらず、また法務省法務図書館の公開立法史料中にも含まれていない。しかし、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵の「我妻榮関係文書」（以下「我妻文書」と略す）中に、民法・戸籍法の改正に直接関わった我妻の手持ちの資料を整理されたものが残っており、その中に戸籍法改正草案が六案（部分的草案も含めれば八案）見い出される。これらはほぼ改正過程の諸草案を網羅している。

加えて「我妻文書」中の改正法案と一部重複しつつも、従来未公表のものも含めた草案が、一九八二―八三年に『戸籍』誌に掲載されている。（『戸籍法／立法資料ⅠⅡ』。本稿冒頭の略語表を見よ。）以上の一次史料を参照すれば、重要な草案は一応全て見ることができ⁶⁹。尚、「戸籍法／立法資料」の冒頭に付されている「紹介」は、草案の解説であるが、解説内容には問題もあるので、幾箇所かで「紹介」（による草案整理上の見解）として引用・批判した。⁷⁰

第三款 各草案成立過程

次に、各草案成立過程を見よう。本節本款から次の第五節に互って、国会提出前までの全ての草案を時系列にを①—①①迄配列し、各々につき、以下の点を特定・解説すると同時に、各草案の成立時点間の経緯を、順次述べておく。

草案全文を参照できるものには「既公表」／「未公表」の別

参照できない草案には「未見」／「未発見」の別

草案成立時点・または草案文書記載の日付「何月何日付」として示す」と根拠・または典拠参照できるものは典拠とした一次史料

最後に、成立前後の状況の概説

尚、「戸籍法改正第1・2次幹事案」のみ、時系列にながら(a)(b)として表記した。(前注参照)。

①第1次草案(既公表)

一九四六年七月二〇日付(幹事)案(既述)。

全文『経過』二二四頁。

(a) 第1次幹事案(未見／未発見)

同年九月一七日(仮定——起草作業期間の最終日に成立したと仮定する)。

九月二一—一七日にかけ、熱海において堀内・長野・村上が作成(前述)。

(b) 第2次幹事案（未見／未発見）

同年九月三日成立草案（仮定——同前）。

九月二—三日にかけ、作成（『経過』二〇五頁）。

②第2次草案（未見。「2次」は仮定、(a) (b) いずれかと同一の可能性あり）

同年一〇月一八日より以前に成立（正確な成立時点不明、「戸籍法／座談会」四三、四六頁に拠る）。

法務省民事局第二課に残されているもので、これについては、「条文の内容から見て、その「③の」前の案でないかと思われる」（同四三頁）と述べられている。これは当時の改正には全く関わっていない、座談会時点で二課長の田中康久発言である。続いて同頁で「民法の沼津草案〔四六年八月一・二〇日付、『経過』三〇〇頁〕に対応するものかどうかは、もう少しくわしく調べて見ないと何ともいえない」と、田中により留保されている。が、これまで見た史料、及びこの座談会中、更に後の方の青木を初めとする直接関係者の発言によれば、

・ 八月の時点で戸籍法改正草案が存在した可能性を示唆するものは皆無。

・ 「戸籍法／立法資料」も、「九月一日の戸籍法改正」要綱より前のものではなさそうである。〔…〕次の「③」一〇月一八日付戸籍法改正案の直前の案と見るべきであろう（四八頁）と述べている。

・ 「戸籍法／座談会」「戸籍法立法資料」は、(a) (b) の幹事案への言及が皆無。

以上から、(a) (b) のどちらかに該当する可能性がある。

尚、この間、(b)案の九月二日から次の③案の一〇月一八日迄に、九月三―三〇日に山中で起草委員会が行われ、委員・幹事が泊まり込みで民法・家事審判法と並び、戸籍法改正案を作成している(『経過』二〇五頁)。更に一〇月一日以降、「民法調査室」⁽²³⁾において、「右記」各法案検討。起草委員・幹事随時参加している(同頁)ので、②案は、(a)(b)の成立以降、この過程で成立した可能性も無論ある。

③第3次草案(未公表と仮定する)

同年一〇月一八日付草案(「戸籍法/座談会」四三、四六頁、「戸籍法/立法資料」四八頁)。

全文 我妻文書・民法・民法改正・3・戸籍法改正案・4. 「戸籍法の一部を改正する法律案(日付なし)」が、我妻文書に綴ってある順序、前後の草案の内容との比較から「戸籍法/座談会」のこの案に該当すると思われる。尤も、ここに綴ってある直前の書類が「九月」との記載があること、手書きであるが三者の異なる筆跡が見られることから、正に三者が起草した(a)(b)どちらかの可能性もある。本稿では内容上の特定を優先させたが、日付がないだけに、今後の研究で変更の可能性は排除できない。尚、次の本文の「戸籍法/立法資料」に日付がある、と言ってもそれは手書き書き込みの可能性もあり、本稿での推定は妨げない。(これが③でない場合、(a)(b)いずれか、乃至②であり、③は未公表ということになる。)

〔以下、本稿で我妻文書にある戸籍法改正草案につき分類項目は全て同じなので、「民法・民法改正・3・戸籍法改正案」の部分省略し、我妻文書・4. 「戸籍法の一部を改正する法律案」、のように示す。〕

「紹介」に拠れば、「日付から見て、民法の山中草案[同日付、『経過』三〇一頁]に対応するものであろう。この

案は、「⑤」の案と若干字句を異にしているが、基本的には内容は同じである。」(同「戸籍法／立法資料」四八頁)。

④第4次草案(未公表)

同年二月一六日付草案(次掲我妻文書、及び「戸籍法／座談会」四六一四七頁、「戸籍法／立法資料」四八頁)。

全文 我妻文書・民法・民法改正・3・戸籍法改正案・6. 「戸籍法の一部を改正する法律案 S. 21. 12. 16.」

③の後、一〇月二四日に臨時法制調査会で民法改正要綱と共に戸籍法改正要綱が最終的に決定されたわけだが、同日より第一節で前述の所謂「戸籍委員会」が開催され、様式の改正関係を審議している(「戸籍法／座談会」三二六頁)。戸籍委員会では改正草案の起草は行われていない。⁽⁷⁴⁾

その後、一二月四日から翌年一月にかけて、内閣法制局でまず民法の審議が行われ、一二月半ばから戸籍法も並行審議が行われた。法制局側は今枝と鮫島⁽⁷⁵⁾、司法省側は民法が小沢、戸籍法が青木であった。戸籍法改正の審議は一、二日に終わるが、五月三日の新憲法施行に間に合わせるために、急いで行われた。(以上、「戸籍法／座談会」四四頁、青木発言。)

本草案④は、「法制局審議の途中で、それまでの審議の結果を一応まとめたもの」(青木、同四七頁)とされており、他方で「法制局持ち込み案」ではないか(田中、同頁)とも言われている。ただ、戸籍法審議が「一二月半ばぐらいから」という青木の言(四四頁)が正しいならば、一二月二日に所謂「民法改正第4次案」が作成され四日から審議に入っている例に倣しても、④は法制局審議の準備として(青木の右記の言を借りれば)「民法が既に始まった」法

制局審議の途中「時点である二月二六日」で、それまでの「③が成立した一〇月一八日以降の戸籍法に関する、及び二月四日以降の法制局審議の民法・戸籍法双方に関する」審議の結果を一応まとめたもの、「即ち「法制局持ち込み案」であると解するのが妥当であろう。

尚、「紹介」は「この案は、各省に参考として送付されるとともに、この案について法制局の審議が行われ、⑤」として確定するのである。」としている（「戸籍法／立法資料」四八頁⁽¹⁶⁾）。

⑤第5次草案（既公表・但し左記の二月二〇日付けの草案文書自体は未公表）

一九四七年一月二五日付草案（「戸籍法立法資料」四八、五〇頁、「戸籍法／座談会」四七頁。次掲我妻文書には「二月二〇日民印」とある。すぐ後述。）

全文「戸籍法／立法資料」五〇―五六頁（一月二五日付）、なお一字一句同一の草案が我妻文書・7.「戸籍法の一部を改正する法律案 S. 22. 1. 20.」にある。

前述の法制局の審議が一月二三日に終わったのを整理してタイプにしたのが、この⑤草案である（「戸籍法／座談会」四七頁、青木）。また、この後二月四日にこの⑤を英訳したものをGSに届けている（同四四―四五頁、青木⁽¹⁷⁾）。同一草案が、日付を違えて「民印⁽¹⁸⁾」として存在する理由は定かではないが、結果としてこの草案が最初に成立したのは一月二五日であるから、先行した日付を基準とした。

「紹介」は、この⑤案について「当時、司法省では、民法改正法案、戸籍法改正法案を国会に提出すべく努力中であり、これは法制局の審査を終えた案であり、当時各省に参考として送付している。」と解説している（「戸籍法／立

法資料一」四八頁)。

この後、二月八日に民法・戸籍法改正要綱が閣議決定されている。⁽¹⁹⁾そしてその後「いよいよ司令部「GS」との接触が始まった[]」。民法の審議のほうが先ですから、その間に二課では、施行規則、記載例の検討に入った。二月二二―二三日まで一〇日間、戸籍実務家・判事を交えて民事局二課の職員と共に、司法省でこの作業を行っている。また、二月二六日以降は青木自身が病気のため、自宅で記載例の全体の整理を行った、と経緯を語っている。(以上、「戸籍法/座談会一」四五頁、青木発言。)

⑥第6次草案(未公表)

同年三月一日付草案(「戸籍法/立法資料一」四八一―四九、五六頁、「戸籍法/座談会一」四七頁)。

全文「戸籍法/立法資料一」五六―五八頁[同時掲載の第⑤次草案と異なる部分のみを掲載]、なお

我妻文書・9、「戸籍法の一部を改正する法律案」(日付なし)は、右草案と一字一句同一。

「紹介」は⑥につき、「民法改正案」同日付けの、第6次案(『経過』三〇一頁)と共に、憲法施行に間に合わせるべく準備された案であるが、時間的に間に合わず見送られた経緯にある「ママ。」と解説する(「戸籍法/立法資料一」四八一―四九頁)。民法第6次案が「起草委員の一応の結論ともいふべき案で、GHQとの折衝に入る前の最終の案である」(『経過』三〇一頁)とされているのと同様に、これと軌を一にする戸籍法案であろう。三月初旬の時点では、この民法案・戸籍法案が、三月頃のGSとの折衝会談を経て、三月末に終わる第九二回帝国議会に提出・成立の

上、五月三日の憲法施行と同時に発効する予定であった(同一頁も参照)。

ところが、裁判所法等の法案審査を優先していたGSは、三月五日に、司法省の関係者を呼んで、民法・戸籍法のみならず、刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法等の審査を予定通り新憲法に間に合わせることは不可能になった、と申し渡した〔経過〕一一二頁、小沢発言、及び「戸籍法／座談会」四五一四六頁、青木発言。これを受けて司法省民事局は民法については「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」(以下「民法応急措置法」と略称)を立案し、違憲状態の回避を図ることとした。三月六―九日に起草委員会は開かず、司法省外務では我妻に相談したのみで立案⁽⁸⁰⁾、一〇―一二日にこれを基にGHQ(GS)と会談折衝、一三日に閣議決定、二八・三一日それぞれに衆議院・貴族院本会議で可決している〔経過〕一一一―一二頁⁽⁸¹⁾。

一方、戸籍法については、結果からいえば何も法改正は行われず、通達一本での対応が図られた。

当初、青木は戸籍法については民法応急措置法のようなものではなく、「戸籍の実務のほうは「…」ごまかせ」ない、と民法調査室主任小沢に「食いつ」いた、しかし「もう幾ら言っても仕方のないこと」だったと、状況を回覧している〔戸籍法／座談会〕四五一四六頁⁽⁸²⁾。その後、三月一〇日のGSのオブラー、ブレイクモアとの会談に、司法次官、奥野民事局長を先頭とする司法省の代表と同行した青木が、以下の経緯を語っている(同前同箇所)。

青木 「…」戸籍については政令で決めることができるという規定を「民法」応急措置法に一本入れてもらいたいという要求を「GSに」出したんです。戸籍の扱いについて政令で決めていけば、かなり根拠のある処置

ができるからです。

そして、民事局では、戸籍法に関する「応急処置に関する政令案」も「一応つくって」いた。⁽⁸³⁾

ところがあくる日の三月十一日に司令部「GS」から、あれはだめだ、政令で規定することはまかりならんと。「…」司令部では、政令にして何を書かれるかわからんという不信感があったのでしようね。「…」とうとう通達だけでやるほかしようがないと観念しまして、通達の起案にとりかかりました。⁽⁸⁵⁾「…」

その通達が、言及すべき問題が多く「長いことで有名になった」(「戸籍法/座談会1」四六頁)という、「民法の応急的措置に伴う戸籍の取扱に関する件(昭和二十二年四月十六日 民事甲第三百十七号通達)⁽⁸⁶⁾」である。これは三月三十一日の民法応急措置法の成立とほぼ同時に起案が進められ、四月二日に最終案作成、四月四日に奥野局長に報告、局議で原案通り決定、一六日付の通達で、一九日に全国発送となった。青木は、「この通達は、市町村の第一線の人達に新憲法施行と同時に運用してもらわなければならぬので、それをよく理解していただくための余裕と期間が欲しかったわけだけだけど、憲法施行日は不動ですから、やむをえないことでした。「…」そして四月二十八日に裁判所の民事実務家会同を開いて、説明をし、それをまた市町村に伝えてもらうというところで新憲法の施行を迎えた」とこの間の事情を説明している(「戸籍法/座談会1」四六頁)。

新憲法の施行後の、民法応急措置法と前記通達による戸籍処理は、以下の通りであった。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(七)(和田)

(1) 応急措置法下、戸籍法の手当てとしては、「家」というのを「戸籍」に置きかえている。民法上の「家」があった当時は、例えば婚姻によって女が男の「家」に入っていたのを、応急措置法下では、女が男の「戸籍」に入るということで処理したわけである。これは、「家」はなくなったが「戸籍」はなくなっていないため、いわば「代用」が可能であることに目を付けた司法省(青木)の対策であった。

(2) 従来婚姻によって戸籍が変動していたのは同様に認めていくが、引取入籍とか親族入籍というのは応急措置法下では認めない。

(3) 以上総括すれば、通達では最小限度の手当をすることとどまり、応急措置法に従って、「家」・「戸主」の關係は全て廃止されたものの、戸籍の出入りは旧法のままであった。換言すれば、「家」があるがゆえの戸籍の出入りの原因はなくなって、身分行為によるある一定のものは残ったわけである。

(以上については、「戸籍法／座談会Ⅱ」三〇頁、島野、青木、小俣発言も参照)

憲法施行後⁽⁸⁷⁾、五月二日から七月七日にかけて、まず民法に関するGSと司法省の折衝が行われる。そのために並行して、六月初めから我妻、米栖、長野、村上の起草委員・幹事を「局議」「民事局の会議のことか？」に呼んで民法草案の見直し作業がかなり頻繁に行われた模様である。これが七月初め頃には終了し、続いて戸籍法につき七月八日以降に(間近に控えたGSとの折衝の準備も兼ねてであろう)同種の作業が行われている。(以上、「戸籍法／座談会Ⅱ」三二頁、青木発言に拠る。)

この間、憲法施行後の総選挙の結果、六月一日に片山内閣が成立、同二日に内閣官房を通して、民法を口語体（漢字平仮名交じり文）に書き換える、という片山総理直々の指示が伝えられた。片山総理は法律家で民法にも関心があり、国民に一番密着している民法が文語体なおかしい、憲法に倣って口語体にするべき、という事であり、六月二四日の所謂民法改正第七次案から口語体になっている（経過一〇九、三〇二頁も参照）。戸籍法については、当初は民法とは別、という考えであったが、民法と同じく戸籍法も口語体にすべき、という話になって、後の七月二七日から内閣法制局で鮫島法制局事務官（当時）と一緒に、口語体への書き直し作業を行うことになる（以上、同前三二頁、青木）。

⑦ 第七次草案（未公表）

同年六月三〇日付草案

全文 我妻文書・10、「戸籍法改正案の修正案 S. 22. 6. 30」（この日付で「民印」とある）

日付から、前記四起草委員・幹事を含めた見直し作業の基となった草案だと推測するに難くない。（これには「民印」とあり、民事局の正規書類と思われるにも拘わらず、「戸籍法／座談会・立法資料」に全く言及がないのは不可思議である）。

(c) 「分籍」案（未公表）

成立時点は確定不可能ながら、内容上⑦と⑨の間、六月三〇日―七月三〇日の間と思われる。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（七）（和田）

全文 我妻文書・5、「改正案(分籍)」(日付の記載無し)

分籍のみに関する僅か三枚の案で、文語体であること、しかも内容上は⑦の一部を削除しており、⑨と同一であることから(第四章・第一節・第二款(2))参照、時期的にはここに位置付けられる。(尚、条文の数から見ても、この短い案が次の⑧に該当することはあり得ない。)

⑧第8次草案(未見)

同年七月二一日付草案(「戸籍法/立法資料Ⅱ」四二頁、「戸籍法/座談会Ⅱ」三一―三二頁)。

この草案は参照できないが、その重要性については以下の通り見解が分かれよう。

前後の経過を見ると、七月八、一一、一五日等に、我妻、米栖、長野、村上を含めての見直し作業を三、四回やっており(「戸籍法/座談会Ⅱ」三一頁、青木発言)、その後七月二七日から内閣法制局で再び審議を行っている(青木、同三二頁)。本草案⑧は七月二日という日付から、直前の右記四委員・幹事を含む「見直し作業」の産物である可能性の有無がまず争われる。内閣法制局へ持ち込んだ(青木、同同頁)のは確かであろう。

「紹介」によれば(「戸籍法/立法資料Ⅱ」四二頁、以下「紹介」につき同箇所)⑧の内容は、(ア)(イ)の通り。
(ア) 本草案⑧は、時期的には遡ることになるが、「内容はほぼ⑤の「…」一月一五日付案と同じ」であり、かつ

(イ) 本草案⑧には所謂「引取入籍」がある⁽⁸⁹⁾。

一方で、

(ウ) 民法改正第7次草案(同年六月二四日付、『経過』三〇二頁)では既に「引取入籍」は除外されている。これを踏まえ、本草案⑧の位置付けは、(i) (ii) 二通り考え得る。

(i) 「紹介」の説は、民法で(ウ)にも拘わらず戸籍法で(イ)であり、かつ(ア)の時系列逆行性は不自然ゆえ、本草案⑧は「内閣法制局での」この検討の資料とされたと見るのが妥当と考える」とする。換言すれば、民法第7次案での「引取入籍」除外を熟知していた四委員・幹事の検討の結果は、⑧ではなく別書類にストックされており、⑧は内閣法制局審議で、こうしたストックも含めた新しい案のための受け皿乃至「参考資料にとされたにすぎない」と考えるべき、というのであろう。(尤も、「紹介」は、⑧が文語体(漢字片仮名交じり文)であることも右の点の理由に数えるが、これは口語体への書き直し案を⑧の七月二一日より後の同二七―三〇日に法制局で固めた、という青木の言(「戸籍法/座談会II」三三二頁)からして、理由にならない。)この場合、「紹介」が述べる通り、⑧案の重要性は低いことになる。

(ii) しかし、本稿で既に検討した通り、起草委員・幹事によっても民法で削除した内容を戸籍法に盛り込むことが繰り返して行われている中にあることは、必ずしも(i)とは断定できない。即ち、(ウ)で六月二四日に民法上「引取入籍」を削除したからこそ、四委員・幹事は(イ)の通り七月二一日に戸籍法に「引取入籍」を入れ、結果として(ア)の通り⑧案は、時期的には遡る⑤案と同じとなり、その⑧案を法制局に持ち込んで検討した結果、結局戸籍法からも「引取入籍」を削除する、⑨案となった可能性も否定できない。

この場合⑧案は、「民法の内容の戸籍法への移行・移入」を確認する一例として、注目しておく必要はあろう。(i) (ii) いずれか確定するには、今後の史料閲覧・公表を待たねばならない。

⑨第9次草案（既公表）

同年七月三〇日成立草案（「戸籍法／立法資料Ⅱ」四二一―四三頁、「戸籍法／座談会Ⅱ」三三二頁の青木発言⁽⁹⁰⁾）。

全文「戸籍法／立法資料Ⅱ」四三六―二頁、「同Ⅱ補遺」八〇頁。

本草案⑨は、⑦からの発展であり、七月八、一一、一五日等に、我妻、米栖、長野、村上を含めての見直し作業を三、四回行い（「戸籍法／座談会Ⅱ」三二頁、青木発言）、その後七月二七日から（⑧を前述の通り参考に）内閣法制局で鮫島法制局事務官（当時）と一緒に、口語体への書き直しも含め審議を行った（同三三頁）結果固めた案で、口語体（漢字平仮名交じり文）である。

この⑨草案が、GSとの折衝会談の基となる。八月二日にGSブレイクモアのところ、⑨の日本語原文を、五日には英文訳⁽⁹¹⁾を届け（「戸籍法／座談会Ⅱ」三三頁、青木発言）、八日からのGSとの折衝会談が始まる。

⑨から、⑩、⑪への変化については、この間八月八日―十一月七日に互に行われた、戸籍法改正案に関する司法省とGSの会談の概要をまず見ておく必要がある。

第五節 草案をめぐる司法省とGSとの会談―改正過程（五）一九四七年八月―十一月

足掛け四カ月、計十六回に及ぶ、戸籍法改正に関する司法省とGSの間の会談は、その出席者、そして特に内容から、以下の通り四期に分けることができる。

(1) 第一期

(第一期3回会談 八月八一―二日 以下詳細「戸籍法／会談録」三六一―四二頁による。尚、概略ではあるがGS側の史料(やや二次的となるが)としてブレイクモアによる「GS戸籍法史料A」参照。)

第一期のメルクマールは次の通りである。

(a) 出席者 GS側の出席者はブレイクモアのみである。尚、ブレイクモアはこの第一期終了直後の休暇による本国帰国のためもあり、その後の戸籍法改正の内容には関わっていない様である。⁽²⁾

司法省側の出席者は、小沢民事局事務官(第一、3回のみ)、長谷川民事局囑託(第一―3回)が中心であり、当初司法省が戸籍法改正についてのこのGSとの会談をさほど重要視していなかったことが伺われる。(因みに、民法改正法案に関するGSとの第一回会談(同年五月二二日)では、GSの出席者は同じくブレイクモアのみであるにも拘わらず、司法省側は、小沢を筆頭とする四名の民事局事務官に加えて、奥野民事局長が出席する労をとっている。)

(b) 内容 ブレイクモアは本人の気付く範囲で、全条文に互り、司法省に質問し、かつ更に改正すべき点を指摘している。ブレイクモアにより言及された諸点は、その後の会談全体に表れる主要点をほぼ網羅(戸籍の閲覧公開原則への疑問、及び外国人との結婚の戸籍上の扱いという重要な二点を除いて)しており、三回の会談という短い時間にも拘わらず、GSの見地からする限りでの的確な質疑・指摘である。(この、「GSの見地」からの戸籍法改正の全体像把握の限界についての詳細は、次章で後述する。)

これらの諸点のうち重要なものを項目だけ掲げておく。(詳細は次章で論ずる。)

- ・戸籍法案における「家」制度の残存（一般論―個別的には以下が具体例となる）
- ・戸籍編製原理の静的側面

個人別編製の是非・可否、三世代戸籍徹底排除、「戸籍筆頭者」の問題

- ・戸籍編製原理の動的側面

離婚復氏者の復籍・新戸籍編製の別、成年分籍権

- ・戸籍編製原理以外の重要問題

戸籍改製の時限上の問題

- ・統計・警察目的上の戸籍制度のあり方

(2) 第2期

（第4―6回会談 八月三―二〇日 以下詳細「戸籍法／会談録」四二―四七頁による。尚、概略であるがGS側の史料（やや二次的となる）として、オプラーによる「GS戸籍法史料B」参照。）

第2期のメルクマールは次の通りである。

(a) 出席者 GS側の出席者は、重要な会談ではオプラー（第5、6回）が中心で、この二回の会談でもマコーミック⁽⁹³⁾が同席（出席第4―6回）しているが、記録上発言は全くない。

これに対し、司法省側では、当初4、5回会談では長谷川民事局囑託が筆頭であるが、GSからの要請があったと

見られ（第5回、八月一四日、同四四頁）、第6回会談には、佐藤司法事務次官、奥野民事局長、青木民事局第二課長（戸籍担当課長）が列席するというものしきである。

(b) 内容 オプラーの本法案改正の「三大方針」（詳細後述）が打ち出される。繰り返すが、これはオプラーの言を簡潔に引用すれば、

「(一)「家」の制度を除くという精神を徹底すること。

(二) 一部を法律から削除して、法律を簡明なものとすること。

(三) 旧戸籍を新戸籍に切りかえる期限の制限をつけること。

であって、この点を解決しなければ、会談してもむだである。」

ということである。（第6回、八月二〇日同四七頁。尚、「GS戸籍法史料B」の概略の記録では、オプラー自身は問題列挙に（三）を含めていないが、司法省側が三点が同程度に重要と捉えたことが重要なのであり、その意味でも「三大方針」との表現は不適切ではなからう。）

内容としては、ほぼこの「三大方針」に尽き、一点（第5回、八月一四日、同四三頁）を除き、第1・4期のごとき細かい論点は一切出てきていない。

(3) 第3期

（以下詳細は第7回、九月一八日、「戸籍法／会談録」四七頁、及び8-10回冒頭迄、一〇月二四日、同四七-四八

頁。尚、概略であるがGS側の史料（やや二次的となる）としてマコーミックによる「GS戸籍法史料C」参照。）

第3期のメルクマールは次の通りである。

(a) 出席者 GS側はマコーミックのみ。尚、九月一八日の第7回会談後、区役所の戸籍係の事務を現場見学をしているが、これにはオプラーも加わっている⁽⁹¹⁾。

司法省側は、第3—4期を通じ、ほぼ全て青木民事局第二課長、長谷川事務官（最終回のみ欠席）、外一名「高橋中央終練連絡官（書記役か）」計三名であり、戸籍の担当課長として青木課長が並々ならぬ力を注いでいる印象がある（「戸籍法／座談会II」三三—三四頁参照）。

(b) 内容 マコーミック自身の、戸籍の存在意義そのもの、そして戸籍を個人別に作成しては如何、という（個別条文についてはない）根本的問題意識二点のみが示されている。

(4) 第4期

（詳細は第10回（除く冒頭）—16回、一〇月四日（除く冒頭）—十一月七日、「戸籍法／会談録」四八一—五五頁。尚、第3期と同じく「GS戸籍法史料C」も参照。）

第4期のメルクマールは次の通りである。

(a) 出席者 GS側はほぼマコーミックのみで、オプラーは、国籍得喪・入国制限の件で第13回、一〇月一〇日に少し出席したのみである。但し、マコーミックの緒言の裏に、オプラーの存在・意見が強く感じられる⁽⁹²⁾。

司法省側は前述の通り（最終回の長谷川氏欠席を除き）第3期と同じ三名。

(b) 内容 マコミックによる逐条審議であり、マコミック自身が次の重要な二点を初めて指摘している。即ち、閲覧に関し戸籍簿と届書間のバランスを取るためにも、戸籍簿自由閲覧・公開原則を制限すべきこと、外国人と日本人の結婚の戸籍上の扱い上の問題、である。

最後に口頭でマコミック自身から法案に「アブルーバル」を与えている。

以上の会談を通して、第10・11次草案(⑩⑪)が成立している。

⑩第10次草案(未公表)

同年九月九日G S提出草案(厳密な成立時点確定不可能・草案には日付がないという)(「戸籍法/座談会II」三三三―三四頁)。

全文 前後の草案の内容からの推定により、我妻文書・II、「戸籍法(最終案)」(日付はない)が、

この案に該当すると思われる。(根拠はすぐ後述)

G Sとの第2期の会談、殊に既述の八月二〇日の「三大方針」を受けて後、第3期に至る経緯は、

「条文数を減らすために」当方の内部でもずいぶん議論をして、八月の下旬ごろに、民事局でも何回か局議を開いて固め、八月の終りに法制局に持ち込んだうえで整理した条文を九月九日にGHQに届けていますね。⁽²⁷⁾
「…」 ぼくの手帳では、「九月？」 十二日ごろから毎日のようにGHQのマコミック「ママ」のところへい

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(七)(和田)

つてます「…」

とのことである。条文数でそれまで⑨の段階で（附則を除き）一六九条あったものを、一二五条へと四四条分、約四分の一減らしたのが、本草案⑩である（青木発言、「戸籍法／座談会Ⅱ」三三―三四頁）これを基に、一〇月二日からGSとの会談（「戸籍法／会談録」四七頁以降）が再開されることになる（「戸籍法／座談会Ⅱ」三三―三四頁）⁹⁸。

右記我妻文書の草案を⑩と同定した理由は、右に述べた⑩の特徴に加えて、「戸籍法／会談録」に見る第3・4期の会談で新たに修正された点（⑪に見ることができ）は⑩にはないはずである点、⑩には「日付は入っておりません」（前注参照）という点、等に同文書の草案が悪く合致するからである。

⑪ 戸籍法国会提出内閣草案（既公表）

同年一月一―三日成立（「戸籍法／座談会Ⅱ」三四頁）。

全文 第一回国会衆議院私法委員会議録第五十七号 昭和二十二年十一月二十日。

⑩を基にGSとの会談を続け、「一〇月一日ごろまで「…」の交渉の結果による条文の修正について何回か局議で協議し、法制局の審議を経て、固った案をまたGSに提出するという過程を経て、十一月七日に「GSより」事実上のアプループを取りつけ、一三日には正式のアプループを受けて、直ちに国会提出の手続きをとりました」（青木発言、「戸籍法／座談会Ⅱ」三四頁）というのが、この⑪の国会提出草案である。（尚、GSとの会談第3・4期と同じく、この間の経緯につき概略はマコーミックによる「GS戸籍法史料C」も参照。）

次節で、この①草案の、国会審議での扱いを見る。

第六節 国会審議と改正戸籍法・戸籍法施行規則の成立

—改正過程(六) 一九四七年一一—二月

国会での審議過程は次の通りである。

先ず、四七年一月一八日に内閣から改正戸籍法案が提出され、翌一九日には衆議院司法委員会に付託されている。⁽⁹⁹⁾ 同二〇日に同衆議院司法委員会審議で奥野政府委員の説明(のみ)、二二日に幾何かの活発な質疑、僅かな討論を経、総員起立、全会一致原案の通り可決している。⁽¹⁰⁾ 引き続き二八日の衆議院本会議では、衆議院司法委員会委員長代理井伊誠一報告が行われ、質疑・討論は全くなく、起立多数原案通り可決した。⁽¹¹⁾

参議院でも一部同時並行で審議が行われた。一月二五日に参議院司法委員会と奥野政府委員説明と、活発な質疑が行われ、日をおいて二月四日に質疑の残りをを行い、速記を止めた懇談の後一点修正(GSの意向を汲んで削除されていた戸籍簿公開原則を復活)を経て、総員起立・全会一致を以て修正案を可決、更に全部について総員起立・全会一致で可決した。⁽¹²⁾ 六日、参議院本会議に於いて、司法委員会理事鈴木安孝報告に対し、質疑・討論なく総員起立で委員会修正通り可決した。⁽¹³⁾

これを受け、一二月九日、衆議院本会議は参議院修正に「異議なし」で同意。ここに戸籍法は成立を見た。改正民法成立と同日、片山内閣下の第一回国会の最終日であった。⁽¹⁴⁾

既に見た通り、この新戸籍法は、当初㊦案までには予定されていた内容の多くが、㊧案以後、戸籍法施行規則に移行されたため、その実質の一部として同規則の成立状況も見ておく必要がある。戸籍法施行規則は、㊦案成立の九月九日―制定の二月二十九日までの段階では、その草案等は知られていない。ただ、当時の民事二課長青木が、「戸籍委員会」を通して、施行規則の内容について戸籍実務関係者から意見を募っており、案作成の進行が推測されるのである。⁽⁶⁾また、戸籍法㊦案が一月二三日にGSの「アプルーブ」を得て以後、同規則制定前に改めてGSやPHWと規則の内容について折衝・会談を行った形跡は全くなく、それまでに折衝した結果に（一応！）基づき、司法省が単独で制定するに至ったものと思われる。「一応」というのは、第四章で見る「戸籍筆頭者」との関係で、意味を持つ。

戸籍法施行規則は、結局戸籍法成立以後二十日余りを経て、昭和二十二年「一九四七年」十二月二十九日司法省省令第九十四号として制定されている。⁽⁶⁾施行規則については、この戸籍筆頭者との関連で、同規則の附録第一・六号様式が、また順に出生・婚姻・離婚・死亡届書を規定する五五―五八条及び附録第十一―十四号の「ひな形」が人口動態調査・統計の精密化との関連（同じく四章後述）で、それぞれ重要となる。

(6) 以下の改正過程については、文献上「戸籍法／座談会Ⅰ及びⅡ」（主に青木の発言）が唯一詳細経緯を叙述しているので、これに頼らざるを得ない。ただ、自身が自分の発言について、「私は当時の資料を全く失ってしまって、ただ手帳だけが残っているんですけど、その手帳といっても日記ではなくた予定を書きただけだから。(笑) あまり参考にはなりません、これを便りに記憶をよみがえらせてお話ししてみたい」と言う（「戸籍法／座談会Ⅰ」四四頁）ため、明白に手帳を参照しての発言の正確性には一定の留保を付さ

ざるを得ない。但し、本座談会に際し特に民事二課が用意した authentic な資料を青木が参照しての発言は信憑性はより高いと考え
て良からう。

(62) 我妻文書の戸籍法草案の幾つかには、我妻による手書き書き込みが数多くあり、起草過程への我妻の積極的・内容規定的な参画を
窺わせる。今後詳細分析する余地があるが、本稿では割愛する。

(63) 「戸籍法／座談会」全般による。もともと出席者が民事二課主体であるがゆえに我田引水の談話である可能性はあり、「経過」に四
六年九月以後の戸籍法改正過程の詳細が語られていないため史料上のバランスも取りにくく、この点は一定の留保は必要である。

(64) 堀内信之助、当時東京民事地方裁判所上席部長、「経過」六頁。かつ民法改正要綱七月二〇日幹事案作成では、B班の「婚姻」を
米栖と共同担当、「経過」六、二二六頁。

(65) 既に前章・第三節・第一款と第二款で見たように、四六年八月一六日に一旦民法改正要綱案上、「家」制度廃止方針が安定し、そ
の後九月一日の「入江発言」にも拘わらずこの方針を維持出来たことから、起草委員会の見地からすれば、「家」制度廃止方針は安
定化の度を高め、戸籍法もこの基本的方針に添って条文化作業を始めることが可能と考えたと思われる。本章注46・47・48も参照。

(66) 四六年十一月三日の公布段階で、翌四七年五月三日施行と決定したわけだが、それ以前の九月でも、おおよその時期は予想され、
それまでの改正法制定を予定していたはずである。

(67) この方針を基準とすれば、これらの方針確立に先行した川島の考案する「カード式」等は、青木にとつては「思いつき」、乃至青
木が後で言うところ（後述）の、一般国民意識と遊離した机上議論による過度の改正、の類と見えたであろうと推測される。

(68) 確かに一部の国民にのみ直接関係する（例えば養子）制度の改変と比して、戸籍制度改変の影響の度合いは格段に高からう。

(69) 以上の(2)は、「戸籍」が戸籍実務家向けの雑誌であることを過度に意識した発言ではなく、純粹に当時の責任者としての青木
の本音であろう。青木は更に、II三九頁で、「こうして控へ目に」当時行った改正でも大変なショックを一般に与えたのである、と言
う。ただ、尤もその後国民の法感情が変われば、別の角度から改正を考える必要はあるう、とも付け加えている。

(70) 後掲の通り、一次史料未確認は国会提出前の十二草案中、重要性は低いと考えられる三乃至四、即ち(a)(b)の第1・2次幹
事草案と、「戸籍法／座談会」「戸籍立法史料」に述べられたものうち、法務省の解説者が重要性の極めて低いと判断した第2「後
掲②参照、(a)(b)のいずれかと重複の可能性高い」・8次草案である。後掲③所で述べる通り、「解説者」の恣意・誤謬に因る除外
の可能性はあるが、現時点では一応重要性が低いと仮定して、改正過程の全体を論ぜざるを得ない。

尚、十二草案には数えなかった我妻文書中の部分的草案（分籍―これは後に引用する―や、国籍に関するもの）が参照可能である。

(71) 「紹介」には執筆者名はなく、また特定も出来ない。その語調・内容からして戦後の改正に直接関わっていない様子である。「戸籍・誌の同じ」「立法資料」シリーズのⅢである「戸籍法/会談録」の「紹介」を、公表当時(一九八二年)の民事第二課長田中康久が書いていたことから、田中かと推測されるが、同課の別の者による原稿を田中がチェックした可能性もあろう。(後注76も参照。)

(72) 「第X次草案」の命名は田中によるが、若干の説明が必要である。

まず、成立年月日により草案に言及することもできるが、前後の順序が分かりにくく、煩雑でもあるため、①-⑩の数字を付した。しかし、これはこの「1-10次案」以外の草案の存在を否定するものではない。また、「民法改正第X次草案」(「経過」に拠る)の命名と同じく、改正過程の中に既に「X次案」の語や概念が用いられていたのでは決まらずに、①の四六年七月二〇日案以前にも、同年六月二六日公布・同七月一日施行の司法省令を以て「事実上、旧戸籍法の規定を一部修正」している(「戸籍法/座談会」一三六頁)わけであり、本稿の「第1次草案」が、戦後の戸籍法改正過程中の改正(案)の時系列上最初である訳ではない。

尚、草案の性質に拘わらず、時系列上の順序を容易に想定するため、1-10迄通し番号を付したが、例外として「経過」二〇五頁が本文(a)(b)に掲げる幹事案を「戸籍法改正第1・2次幹事案」と既に命名しており、「経過」を参照する際に混乱を避けるため、そのまま「幹事案」の用語を用いることとした。

(73) 「民法調査室」とは、司法省民事局内に設けられた、民法改正作業のためのグループであり、主任は司法事務官で、初代が村上朝一、一九四六年一月末から小沢文雄に替わっている(「経過」一〇九頁)。

(74) 本稿の対象時期に限る。「戸籍委員会議事録(一)」「(二〇)」及び本章・第一節参照。

(75) 今枝常男、当時法制局事務官、司法法制審議会(及び同第二小委員会)の委員、臨時法制調査会の幹事(「経過」二〇六、二〇七、二一〇頁)。

及び、蛟島真男、当時法制局事務官、司法法制審議会(及び同第二小委員会・臨時法制調査会の幹事(「経過」二〇六、二〇九、二一〇頁)尚、(「戸籍法」に関する記述はないが)内閣法制局/司法省(ここでは刑事局)I G H Q(「司令部」とあるが、ここではGSであろうか?)の間の関係を推察させる挿話として、同蛟島真男「解体前の法制局の権威・法制局マン気質」の思い出「内閣法制局百年史編集委員会報」証言 近代法制の軌跡——内閣法制局の回想——(きょうせい、一九八五年)八二-九四頁の内、九二-九四頁参照。

(76) 前記田中発言と、「紹介」のこの叙述の一致からしても、「紹介」執筆者は田中、との推定が可能である(注71参照)。

- (77) 青木が「リーガル・セクション」に届けた、というのはGSのことである。GSの一部がLegal Section (LS)としてGSから独立するのは、一九四八年に入ってからである。(第二章の注36参照)
- (78) 「民印」とは、民事局の正式書類である旨を指すと思われるが、未確認。
- (79) 注54参照。
- (80) この経緯は、小沢文雄「先生と民法応急措置法」有泉亨編集代表『追悼の我妻榮』一粒社、一九七四年、二四五―二四八頁に詳しい。尚、同二四七頁の「起草委員会での何かの折に『最高司令部を通り易いような条文は、あとで議会の時説明に苦労するよ』と「我妻先生が」洩らされたお声が耳に残っている。」との小沢の回想から、我妻が草案起草時に一方でGHQ・他方で保守的な議會をいかに説得するかを(当然ながら)考慮していたことが確認される。このくだりは、起草委員が、後に草案を審議する主体(ここではGHQ・議會だが、これに限らず)から、事前に既に間接的に影響を受けていたことの考察に資する。
- (81) 国会で成立した同法の全文は「経過」三五〇―三五二頁。同法案(複数)及びその英訳は、我妻文書に見られ、また英訳はGHQの文書にも見られる(詳細略)。
- (82) 「実務のほうは「…」ごまかせ」ない、「仕方ない」とは具体的に何を指すのか、もし「ごまかせ」ないなら、実際支障を来したはずだが、それは何か。これは、GSとの会談で、四七年八月にオブラーが戸籍法改正は急ぐまい、と言うのに対し、「既に「家」がなくなつたのに戸籍法の改正ができていないため、出生、死亡、婚姻の届出を受け附ける位で他はストップしており非常に不便な現状である」と奥野局長(テキストの「局」は、前後関係から局長、の意であろう)が言う(「戸籍法/会談録」四六頁)状態を指したのであるうか。また、本文に続く引用箇所でも青木は、GSが政令による規定を禁じたため「いよいよお手上げ」と言うが、何を指すのか。以上、青木が言うことの根拠乃至当時予想された状況を、その後の実際の状況に合わせて判断する必要がある。その上で、青木発言が感情的に過ぎると見られるのなら、青木をこの「感情」に駆り立てたのは何か。「実務」に(のみ)こだわる民事二課の特性であろうか。この「特性」は四章で詳述する、司法省の「家」類似制度に対する改正方針との関連があるが、詳細な考察は割愛する。
- (83) またその政令案文書「資料」(未公表・未見)も一九八二年の時点で残存している(「戸籍法/座談会」四六頁、田中「青木発言」)。
- (84) その後、戸籍法改正草案のかんりの部分を政令に移項することとなったが、この時もGSでは慎重に、ケイティス次長にわざわざ相談している。本稿第四章・第二節・(2)参照。
- (85) 以上の経緯について、GHQ側の史料には(GSは無論、CI&E/PHWも)管見の限りでは特に記録は見あたらない。
- (86) その全文は、前掲注6『新人事法総覧 法規編2』八一五―八二二頁にも見ることが出来る。

- (87) この頃、青木は戸籍法及び戸籍制度実務所轄の司法省民事局第二課長に任官している。「戸籍法ノ座談会Ⅱ」三二頁、青木発言に拠る。
- (88) 本拙稿「付属資料3・史料(38)」の注も参照。法学志林・百一卷第四号、一三五—一三六頁。
- (89) 「引取入籍」とは、親が未成年の子を引取って自己と同一の氏を称せしめる、ということである。GSはこれに強く反対し、司法省自身が別案を提示したことを受けて、これを排除し、現行民法七九一条となった。その経緯につき差し当たり「経過」一五二—一五四頁を参照。
- (90) 前者の「紹介」四三頁では「七月三〇日頃確定」となっているが、同四三頁では「昭和二十三年」とあるのは、明らかに「二十二」の誤り。「七月三十日」と留保無しに記載している。後者の青木の言からしても一応ここでは四十七年七月三〇日に成立したと考えて支障あるまで。
- (91) "Bill for Amendment to the Family Registration Law." Box no. 1477, Folder title/number: (17) Family Registration Law. ? [sic] Oct. 1948, Sheet Nr.: LS-26189-26190 がそれであろう。この文書は英文タイプ打ちだが、冒頭頁の右上に、手書きで "4 Aug 47"、すぐその下に "5 Aug 1947" と記載がある。内容的にも⑩草案と一致する。
- (92) 少なくとも、内容への関与を示す史料はない。もっとも、四十七年一月上旬のGSとPHW間の戸籍法改正に関わる会談の日程調整等を行ったことを示す一次史料はある(後述)。
- (93) Arthur J. McCormick, Courts and Law Division, GS, 彼の弁護士としての経歴(またオプラーによるその資質の評価——四章で後述) について差し当たり Opler, *Legal Reform*, pp. 88-89 (和訳オプラー「法制改革」六〇頁) 参照。フレイクモアと同じ所属、オプラーはこの Division (課) の長である。なお、「戸籍法ノ会談録Ⅱ」「戸籍法立法資料Ⅱ」「戸籍法ノ座談会Ⅱ」の文献では、マコーミックの名前は「マコーミック」と記載されているが、これらの文献の直接引用においても「マコーミック」としたことをここで断っておく。
- (94) GS、就中オプラーの本法案改正にかける熱意を窺わせるものであろうか。(尚、この事情についてこの時期の前後の「戸籍委員会議事録(七・八)」には記述はないため、PHWのイニシャティヴによるか否かの確認は出来ない)。
- (95) オプラー出席の第13回以外に、例えば、第15回、一月六日の、自由闊覧・公開原則に関するマコーミック発言、「然しGSもPHWも矢張これに反対である。」(「戸籍法ノ会談録」同五四頁)
- (96) 我妻文書の分類・整理上、「最終案」と東京大学の整理者が後に付したものと見られ、実際に最終案か否かとは関係がなからう。

因みにこの草案自体には「最終案」とは記載がなく、冒頭に我妻自身と思われる筆跡で「最終案の直前案」の書き込みがある。(次注も参照)

(97) これが頓草案だが、英文を(92)届けたとすれば、“Bill for Amendments to the Family Registration Law” (Box no. 1477, Folder title/number: (17) Family Registration Law. ? [sic] -Oct. 1948, Sheet Nr.: LS-26187-26187) がそれであろう。この文書も英文タイプ打ちだが、冒頭頁の右上に、手書きで“9 Sept.”と記載がある(マコーミックの署名がある他文書の筆跡から判断するに、これも彼の筆跡と思われる)。内容的にも頓草案と一致する。草案中に(98)草案の英文版よりは少ないが、ある程度の加筆修正(複数種類の筆跡)があるが、マコーミックの署名がある他文書の筆跡から判断するに、この多くも彼の筆跡と思われる。加筆修正の詳細は和田は未検討。

(98) 「戸籍法/座談会II」には、この草案についての青木のコメントに従う次の田中発言がある。「(98)案」のあとに、日付は入っておりませんが、最終案とメモが書いてある案ですけど、そうすると九月九日ぐらいの案ということになるんじゃないか[「:」]。「:」現行法と条文数は同じなんですけど、若干用語が違いますので、GHQと再開したときの案がこの案ではないか[「:」]。「戸籍法/座談会II」三三―三四頁)しかし、「戸籍法立法資料」はこの田中の指す案を公表していない。

(99) 「去る十八日内閣から提出した議案はつぎの通りである。「改行」戸籍法を改正する法律案
[「:」]、第一回国会衆議院会議録第六十号、製本した版の七七五頁。

更に「内閣提出」戸籍法を改正する法律案 本日「一九四九」司法委員会に付託[「のみ」、第一回国会衆議院会議録第六十号、製本した版の七七七頁。

(100) 順に、第一回国会衆議院司法委員会議録第五十七号製本版四六七一―四七四頁、同第五十九号同四八七一―四九〇頁。

(101) 第一回国会衆議院会議録第六十七号八六五―八六六頁。

(102) 順に、第一回国会参議院司法委員会議録第四十二号二一八頁「マイクロフィルム版四〇二―四〇五頁」、同第四十五号二一三頁「同四二二頁」。

(103) 第一回国会参議院会議録第六十二号製本版一〇三九頁。

(104) 第一回国会衆議院会議録第七十五号、製本した版の一―三頁。尚、『経過』一九六頁に、改正民法案が国会を最終的に通過した前後の状況について、中川曰く、「あれは石炭国管案が衆議院に出ていたときでした。会期は詰ってくるし、石炭国管案では議案が大混乱になっているし、面倒な民法なんかはだめになるのじゃないかと心配しましたよ。両院協議会も聞かれそうもないし、どうなる

ことかと思っていた「三」。何分にもあのときの衆議院の連中は民法なんか問題にしていけないような勢でしたからね。議場の時計を止めたり、大騒ぎしたときですよ。その最後の目か「和田注 こちらが正しい」、最後の前の目かに民法の「参議院での修正後の、衆議院での」再可決をやったわけですね。「戸籍法がやはり衆議院の再議決（参議院の修正承認）を経て成立したのは、民法と同目であるから、事情は同じであった。

(105) 「戸籍委員会議事録（八）・（九）」順、に（八）が二六一―二七頁、（九）が三二頁、四三―四六頁。後者の三二頁には青木が「今も御手許に配布した戸籍法施行規則は、私人の試案」と言うものに言及があるが、その内容この議事録で若干が窺い知れるのみである。（第四章・第一節・第一款（4）も参照。）

(106) その附属の「ひな形」様式も含む全文は、官報昭和二十二年二月一九日（号外）一一二五頁。